

平成20年12月から

ざつがみ回収始めます

(雑紙)

ざつがみ(雑紙)とは、今すでに資源物として回収している新聞紙・チラシ、ダンボール、雑誌、紙パック(牛乳パックなど)以外の再生できる紙製品のことで

ざつがみ(雑紙)の種類

紙箱・台紙類

食料品や日用品の紙箱
台紙・紙芯など



印刷物・筆記用紙等

コピー紙・メモ紙・パンフレット・名刺・葉書
封筒・ダイレクトメール・ポスターなど



包装紙・紙袋類

デパート等の包装紙・梱包紙
食料品や日用品の紙袋など

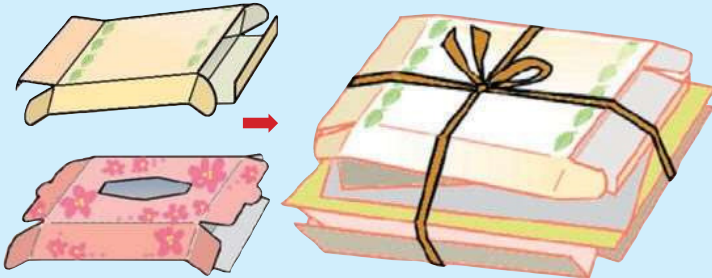


ざつがみ（雑紙）は資源化物の日にお出してください

ざつがみ（雑紙）の出し方

資源化物の日に、雑誌と一緒に出してください。

大きな厚紙や紙箱などは、開いてひもで十字に縛ってください。



小さな紙切れは、雑誌の中に挟むか、透明または半透明の袋に入れてください。



ざつがみ（雑紙）

●ざつがみ（雑紙）は雑誌・ボール紙（菓子箱など）にリサイクル再生されます。

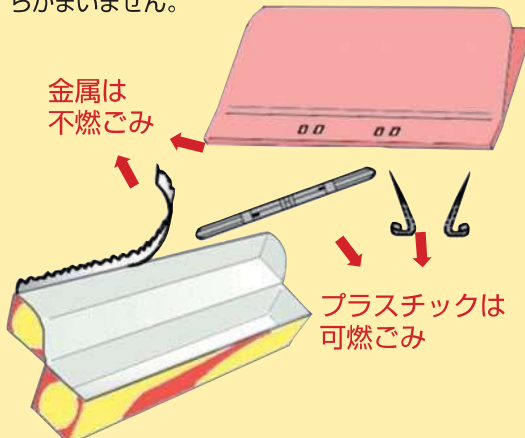


ざつがみ（雑紙）を出す時の注意

ティッシュ取り出し口や窓枠封筒のプラスチックフィルムは、取り除いてください。



ファイルやバインダー、ラップやアルミホイルの箱に付随した金属やプラスチックは取り除いてください。ただし、ホッチキスやゼムクリップ程度ならかまいません。



シュレッダーくずは、飛び散らないように透明または半透明の袋に入れ、封をしてください。



回収できないもの

- ・フィルムコーティングされた紙
- ・防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製カップめん容器等）
- ・ティッシュペーパー、キッチンペーパー（耐水加工のため）
- ・汚れている紙（油、ケチャップ、マヨネーズ等）
- ・金紙、銀紙（ガムの包み紙、タバコの内包紙等）
- ・紙おむつ（含ポリマーのため）
- ・500mlより小さい紙パック
- ・圧着はがき
- ・点字用紙
- ・写真

可燃ごみの日に出してください

